

令和5年5月開催 社会保険事務講習会・確認問題

次の【問1】から【問10】の『 』記述について、正しい場合は『○』を、誤りの場合は『×』を別添の解答用紙に記入してください。

*解答用紙は添付しておりませんので、ご了承ください。

【問1】(届書の提出期限について)

従業員を採用したときは①《資格取得届》を、従業員が退職・死亡したときには②《資格喪失届》を、従業員が家族を扶養に入れるとき又は扶養になっている家族が就職等により扶養から外れるときには③《被扶養者(異動)届》を、賞与を支給したときには④《賞与支払届》を提出することとなります。

上記①～④の各種届書は、『5日以内』に届出をしなければならない。

【問2】(資格取得届について)

パートタイマー・アルバイトの従業員は、1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、『どちらかだけでも』常時雇用者(正社員)の4分の3以上であれば社会保険に加入しなければならない(被保険者にならないといけない)。

【問3】(資格取得届について)

4月1日に正社員として入社した従業員が、2か月間(4月1日～5月31日まで)は試用期間として勤務する場合、被保険者となるのは(社会保険に加入する日は)『試用期間終了後の6月1日』となる。

【問4】(被扶養者(異動)届について)

別居する家族を扶養に入れたい場合で、その家族の年間収入が60万円であって、被保険者からの仕送り額が年間100万円のときは『扶養に入ることができる』。

【問5】(基礎年金番号通知書または年金手帳を紛失したとき)

従業員から自宅で保管していた年金手帳を紛失してしまったため、再交付したいとの申し出があった。再交付の手続きをすれば、『年金手帳』を再度発行してもらうことができる。

【問6】(月額変更届について)

基本給や家族手当などの固定的賃金は全く変動がなく、繁忙期のため4月～6月の残業手当の支払額がとて多かった場合、『7月改定の月額変更届を提出しなければならない』。

なお、従前の標準報酬月額より2等級以上の差が生じ、かつ、支払基礎日数は4～6月の3か月とも20日の場合としてお答えください。

【問 7】（算定基礎届について）

《算定基礎届》は毎年4月～6月に支給された給与の総支給額を届書の「報酬月額」欄に記載するが、給与の締切日が月末で給与支払日が翌月10日の場合、《算定基礎届》に記載するのは『4月分（5/10給与支給）、5月分（6/10給与支給）、6月分（7/10給与支給）』の3か月分となる。

【問 8】（賞与支払届について）

新規適用届に賞与支払予定月を記入された場合は、支払予定月の前月に《賞与支払届及び賞与不支給報告書》が事業所へ送付されます。支払予定月に賞与の支払いが無かった場合は、『賞与不支給報告書のみ』提出が必要となる。

【問 9】（被保険者が産前産後休業を利用する場合について）

《産前産後休業取得者申出書》を提出することにより、産前産後休業期間中の保険料の負担は免除される。この時に免除されるのは『事業主と被保険者負担分の保険料が両方とも』免除される。

【問 10】（育児休業期間中の社会保険料の免除について）

《育児休業等取得者申出書》を提出することにより、育児休業等期間中の保険料の負担は免除されるが、令和5年4月4日～令和5年4月26日まで育児休業を取得したとき、『令和5年4月分の月額保険料は免除される』。

(解 答)

問 題	解 答	正解率	問 題	解 答	正解率
問1	○	98%	問6	×	91%
問2	×	93%	問7	×	89%
問3	×	100%	問8	○	100%
問4	○	93%	問9	○	98%
問5	×	93%	問10	○	89%

(解説・留意点)

問1	設問のとおり、㉠～㉤の届出は『5日以内』にしなければなりません。届出が遅くなると、その分保険証が届くのが遅くなったり、保険料を遡及して調整しなければならなくなり事務も煩雑になってしまう場合がありますので、できるだけ速やかに届出しましょう。
問2	社会保険に加入しなければならない方は、1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が『どちらも』常時雇用者(正社員)の4分の3以上になります。
問3	従業員としての適格性を見るため、一定期間の試用期間を定めている場合がありますが、この試用期間は厚生年金保険法という「臨時の雇用期間」には該当しないため(2か月以内の限定した雇用ではなく、試用期間終了後も継続して雇用することが見込まれるため)、『入社した当初の4月1日』が社会保険に加入する日(資格取得日)となります。
問4	扶養に入ろうとする別居の家族を扶養に入れるときのポイントは以下の2点になります。 ① 扶養に入ろうとする家族の年間収入が60歳未満であれば「130万円未満」、60歳以上であれば「180万円未満」であること。 ② 扶養に入ろうとする家族の年間収入が被保険者からの仕送り額より少ないこと。
問5	令和4年4月1日より「年金手帳が廃止」されたことに伴い、《基礎年金番号通知書再交付申請書》を提出すると、「年金手帳」に代わり「基礎年金番号通知書」が交付されます。
問6	基本給等の「固定的賃金に変動がなく」、非固定的賃金である残業手当がこれまでより多く支払われた状況＝「非固定的賃金だけが変動があったケース」ですので、従前の標準報酬月額より2等級以上の差が生じて、4～6月の3か月とも支払基礎日数が17日以上であったとしても月額変更届を提出する契機とはなりませんので、『月額変更届の提出は不要』です。
問7	算定基礎届の「報酬月額」欄に記載する金額は、4月分～6月分給与ではなく、4月～6月に支給された給与＝『4月の欄・・・3月分(4/10給与支給)、5月の欄・・・4月分(5/10給与支給)、6月の欄・・・5月分(6/10給与支給)』となります。

問 8	<p>賞与の支払いが無かった場合は、「賞与支払届」の提出は不要です。設問のとおり、『賞与不支給報告書のみ』提出をお願いします。</p>
問 9	<p>設問のとおり、『事業主と被保険者負担分の両方』が免除されます。また、『産前産後休業取得者申出書』の提出は、産前産後休業をしている間に行う必要がありますので、忘れずに手続きしましょう。</p>
問 1 0	<p>育児休業等期間中の保険料の免除要件が令和 4 年 1 0 月から改正されました。改正後は、それまでの「同月（育児休業等の開始月と終了月が同じ）の末日が育児休業等期間中である場合」に加え、設問のような「同月中に 1 4 日以上育児休業等を取得した場合」、月末が育児休業等でない場合にも『令和 5 年 4 月分の月額保険料が免除されます』。</p> <p>なお、賞与保険料については、育児休業等を 1 か月を超えて取得した場合のみ保険料が免除されます。例えば、設問の場合で令和 5 年 4 月 1 0 日に賞与が支払われた場合は、1 か月を超えて育児休業等を取得していませんので、『令和 5 年 4 月分の賞与保険料は免除されない』こととなりますので、ご注意ください。</p>